

E400 フィルム

E400 フィルム	材料価格を 10 円で除して得た点数
-----------	--------------------

「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」（令和 6 年 3 月 5 日 厚生労働省告示第 57 号）

告示	通知
<p>注1 6歳未満の乳幼児に対して胸部単純撮影又は腹部単純撮影を行った場合は、材料価格に 1.1 を乗じて得た額を 10 円で除して得た点数とする。</p> <p>注2 使用したフィルムの材料価格は、別に厚生労働大臣が定める。</p>	

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する告示」

（令和 6 年 3 月 5 日 厚生労働省告示第 61 号）より抜粋

<フィルム>

規格	1枚当たり材料価格
半切	120 円
大角	115 円
大四ツ切	76 円
四ツ切	62 円
六ツ切	48 円
八ツ切	46 円
カビネ	38 円
30cm×35cm	87 円
24cm×30cm	68 円
18cm×24cm	46 円

<画像記録用フィルム>

規格	1枚当たり材料価格
半切	226 円
大角	188 円
大四ツ切	186 円
B4	149 円
四ツ切	135 円
六ツ切	115 円
24cm×30cm	145 円